

妊婦のための支援給付のご案内 —流産・死産等を経験された方へ—

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していたこどもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた人

※本制度では「医療機関により胎児心拍」が確認できたこと
をもって妊婦給付認定にかかる「妊婦」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に申請が可能です。



○申請方法

右のQRコードを読み取り、申請ください。
※母子手帳交付前の方は「妊婦給付用診断書」を窓口までご持参ください。

お気持ちやご不安についてもお相談ください

給付金のご案内だけでなく、相談支援も行っています。
深い悲しみや誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど、
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか？



お問い合わせ：南阿蘇村 こども未来課
TEL：0967-67-2715